

一般社団法人日本エネルギー学会 倫理規程

平成 16 年 11 月 16 日制定

((前文))

日本エネルギー学会会員は、エネルギーに関する科学及び技術が人類の幸福と社会の持続的発展のために必須の学術であることを誇りとし、真摯に社会に対する役割ならびに責任を果たし、専門家としての更なる信頼を得るため、以下に定める憲章を遵守することを誓う。

((憲章))

1. (人類に対する責任)

会員は、人類の安全、健康、福祉の向上と環境の保全を最優先に配慮して活動する。

2. (社会に対する責任)

会員は、エネルギーに関する科学及び技術の社会における役割の重要性を認識し、自らの専門知識を生かして責任を持って誠実に行動する。

3. (自己の能力向上)

会員は、エネルギーに関する学問の発展と技術の向上に寄与するため、常に自己の専門能力の維持・向上に努める。

4. (契約の遵守)

会員は、他者との契約を遂行する場合にあっては、本憲章に則り誠実に行動する。

5. (情報の公開)

会員は、自己の取得した情報や知見を公開するよう努める。

6. (他者との関係)

会員は、他者と協力して互いの能力向上に努めるとともに、他者の知的成果、知的財産権等の業績を尊重する。また、自らの専門知識を生かして後進の指導育成に努める。

7. (公平性の確保)

会員は、文化の多様性を配慮し、国籍、人種、宗教、性、年齢などに拘わらず、個人の自由と人格を尊重する。